

令和7年度 第1回久留米市地域包括支援センターの運営に関する協議会議事要旨	
日 時	令和7年9月16日(火) 18時30分～19時50分
場 所	職員会館メルクス 3階ホール
出席者	委 員：山村会長、重永副会長、岡委員、真木委員、江上委員、古賀委員、米村委員、井上委員、大内田委員、緒方委員、塩澄委員、新開委員、橋口委員 事務局：長寿支援課 古賀課長、植松補佐、中尾補佐、鹿毛補佐、稲益主査、乙丸主査、城戸主査、小川主査、佐藤、中村 介護保険課 西村課長 包 括：柴田理事長、佐々木本部長、砂場参事、栗屋管理者、橋本管理者、土師管理者、稲田管理者
議事次第	1 各委員の紹介 2 会長挨拶 3 地域包括支援センター運営協議会について 4 協議事項 (1) 令和6年度久留米市地域包括支援センター運営に関する事業報告について 5 その他

議 事 要 旨	
1 各委員の紹介	事務局より各委員を紹介

2 会長挨拶	山村会長挨拶
--------	--------

3 地域包括支援センター運営協議会について	
資料1「地域包括支援センター運営協議会について」事務局から説明	
委員	職員配置数について、認知症の対応相談件数が増えているが、認知症地域支援推進員が各センターに1名ずつというのは三職種と兼務なのか、別で推進員が配置されているのか。どういった業務内容なのか。
事務局	認知症支援推進員は三職種73名のうちに含まれており、各センター長が担っている。認知症の相談は推進員だけでなく、各センター職員も受けている。
委員	認知症コーディネーターを配置すると言われるが、認知症地域支援推進員は別なのか。生活支援コーディネーターや認知症コーディネーターを各市町村配置するというのを聞いたことがある。
事務局	生活支援コーディネーターとは社協が行っているもので別のもの。認知症地域支援推進員は国が定める要綱に基づいて、認知症の正しい理解を広めたり、認知症の方の相談業務をしたりするような専門的な知識を持った方のことをいい、センター長が担っている。認知症コーディネーターも確かに国が設置しており、担っている役割は同じようなところがあるかもしれないが、別のものと考えている。

委員	認知症地域支援推進員は具体的にどのようなことをしているのか。
包括	資料2の2ページにあるように、市から示されているものに基づき各センターに1名配置している推進員が活動している。 認知症地域支援推進員の主な役割は、認知症の相談に対して、三職種が対応していく際のスーパーバイズや助言を行う。そのほか認知症の方の見守り、認知症の方を支援する体制づくりを行うため、地域のまちづくり振興会や校区社会福祉協議会、老人クラブ、サロン等で認知症の理解を広げるための普及啓発を行っている。また認知症サポーター養成講座の開催や、市がR5から進めている「チームオレンジ」を構築するためのオレンジ協力隊養成講座の講師を担いながら、地域で見守っていきこうという認知症の意識の醸成を図る活動をしている。 また住民型主催の認知症予防カフェに出向いて、包括支援センターの周知や早めに専門の相談につながるような普及啓発活動を行っている。
委員	小学生などを対象としたオレンジ教室など、誰が対象者に開催しているのか。
事務局	小学生に対する認知症サポーター養成講座は、キャラバンメイト連絡協議会に申し込みがあった場合は、キャラバンメイト連絡協議会で対応いただき、包括支援センターに申し込みがあった場合は包括支援センターで対応していただいている状況。

4 令和6年度久留米市地域包括支援センター運営に関する事業報告について	
資料2「令和6年度久留米市地域包括支援センター運営に関する事業報告について」事務局から説明	
委員	虐待が年間75件とあるが、解決したのか、未解決なのか知りたい。解決しているなら、地域と共有しているのか知りたい。虐待の件数だけでなく、プライバシーの件があると思うが、内容やその後の情報を地域に下してもらえたらどうかと思う。
事務局	令和6年度に虐待対応した75件のうち、令和6年度に新規通報があり、虐待を認定したのは24件。そのうち、令和6年度内に終了したのは、14件が終結、残り10件がR7に対応継続している。虐待はプライバシーに関する情報になるので、個人情報がわからないような内容で包括だよりなどを通じて周知をさせていただいている。
委員	立ち入った話はできないとは思いますが、市全体で共有されているものか。似ているケースがあった場合、横のつながりで共有できていれば解決策が見出しやすいのでは。情報として地域まで共有できていれば、ちょっとしたことも大ごとにならないのではと思う。
事務局	虐待で解決したケースを地域で共有することについて、出前講座で虐待についての話をすることができるので、出前講座等の活用をしていただければと思う。
委員	出前講座を知らない校区もある。まちづくり連絡協議会のほうにも周知をしてほしい。任期が1年の地域もあるので、繰り返し周知してもらえればと思う。
事務局	いただいた意見を持ち帰り、まちづくり連絡協議会にも周知をしていきたい。
委員	①虐待の認定について、虐待防止法の認定委員会に基づいて、チームで認定を決めているのか。 ②9ページの介護度の非該当・未申請について、未申請というのは後に要介護度が出たが、この時点では未申請というものなのか。

	③16 ページの地域ケア会議での課題の抽出の中で「近隣に駐車スペースがない」という理由でなぜ訪問介護サービスの利用が制限されるのか。
事務局	①虐待を受け付けたのち、包括支援センターと長寿支援課で協議を行い、協議の結果に基づいて市で認定をしている。 ②介護度については、虐待を受け付けた時点での介護認定を持っているかどうか。介入当初は要介護認定が未申請であったが、明らかに要介護認定申請を行えば認定が取れると思われるケースが4件あった。 ③訪問介護サービス事業所は車で訪問することを想定されているが、近隣に駐車場がないため訪問サービスが利用できない、ということ。
委員	市内で停めるところがないということか。
事務局	その通りである。
委員	4 ページの個別支援について、相談件数がかかなり多いが、現場の方から人間的な課題は上がってこないのか。
包括	配置員と業務バランスについて、センター長が認知症支援推進員を兼務しており、センター長も三職種として相談対応をしている状況。年間の相談延べ件数も伸びており、職員の質の向上も含め、十分な配置数が配置できているかどうかは、受託者側としては課題として捉えている。人員の確保も含め課題として感じている。
委員	昨年度も質問したが、総合相談支援業務が特に多く、実際に相談業務にあたるのは三職種の方だと思うが、南2などは7,587件を8名で対応している。1件当たりの相談時間は膨大だと思う。相談以外にも権利擁護業務など多くの業務がある中で、この件数は本当の件数か。国からカウントの仕方が提示されているとのことだったが、改めてカウントの方法を伺いたい。相談元は家族もしくは本人だと思うが、本人は高齢だから相談にも時間がかかると思う。どうやってこの件数をこなしているのか。電話だけでなく面談相談もこなしているが大丈夫なのか。詳細を教えてください。
包括	延べ対応件数のカウントの仕方については、職員が電話相談を受けた場合、電話相談を1件とカウントし、その後の訪問や家族への電話をその都度カウントする。利用者一人当たり何回の訪問・電話・来所対応をしたかをカウントしている。一つの件数に係る相談時間は計っていないので不明である。 労務管理上、毎月衛生委員会を実施しているが、7.5時間の所定労働時間では業務が終わらないため、全体的に時間外が出ている状況。一人一人のケーススタディという形で時間は取っていないが、7.5時間以上の時間外がついている。
委員	相談業務件数は実際何人に対応しているのかがわかると見方も変わってくる。時間外がないと対応できないことだとは思いますが、職員数を増やしたいと思うときに、この勤務実態だと躊躇してしまうと思う。 どういったところが問題なのかを浮き彫りにするためには、実際何人の相談に応じたのかというのがわかると資料としてわかりやすいと思う。国の方針としてそこまで求められていないのだろうが、この資料では混乱するように思うので意見としてお伝えする。
会長	関連して人員について、昨年度、保健士の資格要件を「保健師に準ずる者」と明確にし、柔軟に対応できるようにした。その効果はあったのか。

包括	保健師に準ずる者の取り扱いについて、4月から約8名の求職者が事業所に見学に連れられ、電話での問い合わせを含めると10名を超えた。その半数が経験のある看護師からの問い合わせだった。基準緩和が効果的に働いていると思う。
会長	三職種の残りの社会福祉士と介護支援専門員の人材確保についてはいかがか。
包括	資料には出ていないが、ある年度には育児・介護休業を取得する職員が約1割はいた。今年度は常勤雇用ではあるが、育児・介護休業法に基づく時短措置で子育て支援をしている職員が数名いる。経験ある看護師だけでなく、社会福祉士、主任介護支援専門委員といった職種もバランスよく採用していかないとセンター運営がままならない状況にある。今回法の改正があり「主任ケアマネに準ずる者」、「高齢者人口を合算してセンターを複数圏域に柔軟に配置する」という方法も法律としてはあると理解している。将来的にそういったことも検討してもらえれば、受託者としては助かる。
会長	全国で人材確保には苦労しているとネットを見た。常勤換算方式、圏域を高齢者人口に応じて配置するというやり方がある。福岡県でもそれに取り組んでいる自治体もあるようだが、条例改正などの段階を踏んで行うとのことだった。 現状として、国が近年示していることについて、今の久留米市においては効果が無いと考えるか、それとも、人材確保に貢献するものと考えているか。
包括	センターによって相談件数や地域の高齢者人口が異なるという点では、職員配置の柔軟化が可能になれば、地域の実情に応じた職員配置が検討できるようになる。現在の仕様が必ず三職種を一定数配置するようと言われているので、柔軟化した職員配置ができるとセンター運営は効率的に行えると思っている。
会長	保健師に準ずる者という資格要件に変更後、効果があるという現状がある。社会福祉士や主任介護支援専門員の柔軟化について、市はどう考えているか。
事務局	圏域の柔軟化についても全国的な問題であり、厚労省からも通知が出ているところ。本市としてもそれにそって条例の改正等必要であるが、前向きに取り組んでいきたい。 地域包括支援センターの業務を継続して安定して運営していただくための要件整理は重要だと考えており、人材確保は全国的な課題であるため、国から通知も来ている。 職員配置数について市の条例で定めているため、条例に従ってセンター運営をお願いしている。人員確保の課題については協議をしていく必要があると思っている。運営協議会の場などでご協議をいただければと思っている。
会長	人材確保はセンターに委ねられているが、体制の整理はしていただきたい。 人材の確保や、限られた人員体制で適切に相談ができるよう工夫をしていると受け取った。
委員	参考資料の地域ケア会議業務について、個別支援地域ケア会議の48件の事業目標達成率64%となっているが、何をもって100%になるのか知りたい。地域課題検討ケア会議についても、目標達成率が91%になっているが、圏域ごとに件数が違う。市全体で91%とあり、圏域ごとで見ると低いという認識なのか。パーセンテージの出し方を知りたい。
包括	数字は事業の目標数を設定している。11センターで自立支援地域ケア会議、個別支援地域ケア会議、地域課題検討ケア会議の実施件数の目標を立てている。パーセントの母数は11分の目標を達成したかどうかで判断している。地域課題検討ケア会議は1センターで年間2回実施が目標だったが、達成しないセンターがあったため10/11で、目標達成91%になっている。個別支援地域ケア会議も年間3件実施の目標を立てていたが、達成しないセンターがあった

	ため64%という事業目標達成率となっている。
会長	令和6年度地域包括支援センターの運営について、全体的には適切に実施されているということでお認めいただけるか。
全委員	了承。

5 その他	
会長	全体を通してないか。 会議は年に2回の開催予定か。
事務局	例年3月に2回目の会議を実施している。